

京都市市民憲章推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第69号

京都市市民憲章推進会議規則の一部を改正する規則

京都市市民憲章推進会議規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市市民憲章推進協議会規則

第1条中「京都市市民憲章推進会議」を「京都市市民憲章推進協議会」に、「推進会議」を「協議会」に改める。

第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第3項から第5項まで、第4条並びに第5条中「推進会議」を「協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局市長公室広報担当)